

令和2年度 市の人事行政の運営等を公表します

詳しくは 総務課職員係 0954(63)2113

1. 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の競争試験の状況

区分	受験者数	最終合格者数
一般事務 A	20人	7人
一般事務 B	5人	0人
土木 C	1人	0人
土木 D	7人	1人
建築 E	0人	0人
保健師 F	2人	2人
社会人経験者	16人	1人
一般事務(任期付)	25人	17人
合計	76人	28人

(3) 職員の退職の状況

区分	男性	女性	計
定年退職	5人	1人	6人
勸奨退職	0人	0人	0人
その他	6人	3人	9人
再任用後の離職	5人	1人	6人
任期満了(任期付)	0人	17人	17人
合計	16人	22人	38人

(2) 職員の採用の状況(令和3年4月1日付)

区分	競争試験			選考			再任用			競争試験(任期付)			
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
職種	一般事務	5人	2人	7人	0人	0人	0人	4人	1人	5人	1人	16人	17人
	土木	2人	0人	2人	2人	0人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	建築	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	保健師	0人	2人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	その他	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	7人	4人	11人	2人	0人	2人	4人	1人	5人	1人	16人	17人	

2. 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価制度の概要(令和3年4月1日現在)

評価の目的	職員の能力開発及び人材育成に活用する		
評価内容	能力評価および目標評価		
評価期間	4月1日から12月31日まで		
被評価者の範囲	すべての一般職の職員(派遣、休業等の職員を除く)		
評価者	(被評価者)	(第1次評価者)	(第2次評価者)
	部長級 課長級 部長級及び課長級以外の職員	副市長 部長級、教育長 課長級	— 副市長 部長級、教育長
評価方法	能力評価と目標評価の結果を基に、A・B・Cの3段階評価		
人事評価の活用方法	人事管理の一部に活用		

(2) 勤務成績の評定(令和3年4月1日現在)

評定対象職員	管理職を除く職員
評定者	課長
評定方法	勤務概評の総合評定をA・B・C・D・Eの5段階評価
勤務評定の活用方法	普通昇給の決定

3.職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間(標準的なもの)

1週間の正規の労働時間	1日の正規の労働時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

(2)年次有給休暇の取得状況(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

総付与日数(A)	総取得日数(B)	全対象職員数(C)	平均取得日数(B)/(C)	消化率(B)/(A)
8,092日	1,509日	214人	7.1日	18.7%

※全対象職員数は、当該期間中に採用・退職した者および当該期間中に休業等の事由がある職員を除きます。

(3)時間外勤務および休日勤務等の状況

時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数
31,225時間	13.5時間

※総時間数には振替時間を含みます。

(4)育児休業および部分休業の取得状況

区分	男性職員	女性職員
令和2年度に新たに取得した者	1	5
令和元年度以前から引き続き取得している者	0	3

(5)特別休暇の状況

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給の別
①公民権行使のための休暇	必要と認める期間	有給
②裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭するための休暇	必要と認める期間	有給
③骨髄提供のための休暇	必要と認める期間	有給
④結婚休暇	7日	有給
⑤妊産婦のつわり休暇	7日の範囲内で必要と認める期間	有給
⑥妊産婦の健康診査等のための休暇	妊娠6月末までは4週間に1回、7月から9月末までは2週間に1回、10月から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回とし、1日の正規の勤務時間内で必要と認める期間	有給
⑦出産休暇	出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの範囲内の期間	有給
⑧生後満1歳に達しない子を育てるための休暇	1日2回(1回につき45分)	有給
⑨妻の出産に伴う休暇	3日の範囲内で必要と認める期間	有給
⑩出産の際、子を養育するための休暇	出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日の範囲内の期間	有給
⑪子の看護のための休暇	1年に5日(2人以上10日)の範囲内で必要と認める期間	有給
⑫短期の介護休暇	1年に5日(2人以上10日)の範囲内で必要と認める期間	有給
⑬生理休暇	2日の範囲内で必要とする期間	有給
⑭忌引	死亡者の区分に応じ1日から10日の範囲内	有給
⑮夏季休暇	5日の範囲内の期間	有給
⑯災害または交通機関の事故等による休暇	必要と認める期間	有給
⑰ボランティア休暇	1年に5日の範囲内で必要と認める期間	有給

4.職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分者数

処分事由	処分の種類				合計
	降任	免職	休職	降給	
勤務実績がよくない場合	1人	0人			1人
心身の故障の場合	0人	0人	4人		4人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人			0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人			0人
刑事事件に関し起訴された場合			0人		0人
条例で定める事由による場合			0人	0人	0人
合計	1人	0人	4人	0人	5人

(2)懲戒処分者数

処分事由	処分の種類				合計
	戒告	減給	停職	免職	
法律又は条例、規則若しくは規程に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人

5.職員のサービスの状況

(1)公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣の状況

派遣先法人	人数
鹿島市シルバー人材センター	1人

(2)営利企業等の従事許可の状況

営利企業等の従事内容	許可件数
営利を目的とする会社の役員等に就任する場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	1
報酬を得て事業または事務に従事する場合	5

6.職員の退職管理の状況 令和2年度退職者(14人)の再就職状況

区分	人数	区分	人数
退職者のうち本市に採用した者	6人	退職者のうち本市以外へ再就職した者(※)	5人
再任用職員	5人	民間企業等	1人
非常勤職員等	1人	国及び他の地方公共団体	4人
		その他 法人等	0人

(※)退職者からの再就職の状況に係る届出等に基づきます。

7.職員の福祉および利益の保護の状況

(1)健康診断の実績

健康診断の種類		受診者数
定期健康診断	基本健診	94人
	胸部X線	93人
	胃検診	26人
	肝炎ウイルス検診	0人
人間ドック		146人
婦人(子宮がん)検診		13人
婦人(乳がん)検診		20人
VDT検査		32人

(2)公務員災害補償

区分	公務災害	通勤災害
申請件数	0	0
認定件数	0	0
不認定件数	0	0

(3)福利厚生事業

事業名称	実施主体	決算額	公費負担額
職員互助会	鹿島市	4,940千円	1,641千円
福利厚生事業	職員互助会		

(4)勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(5)不利益処分に関する審査請求の状況

該当なし

8.職員の研修の状況

区分		研修内容	受講者数
職場研修	市主催研修	メンタルヘルス研修、ハラスメント防止研修、人権・同和問題研修、パソコン研修など	433人
職場外研修	階層別研修	新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長研修など	36人
	自主研修	佐賀県市町村振興協会主催研修、市町村職員中央研修所、民間等主催実務研修など	40人
	その他	杵藤地区広域市町村圏組合主催研修など	0人
合計			509人

9.市の給与・定員管理等について

一般職員の給与などは、地方公務員法に基づき決定されます。具体的には、国や他の地方公共団体、民間企業等との均衡を図りながら、市議会の議決を経て定められます。

特別職の給与や報酬は、市内の公共的団体の代表者や住民によって構成される特別職報酬等審議会の答申をもとに、市議会の議決を経て定められます。

(1)総括

①人件費の状況(一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和3年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和元年度 の人件費率
令和2年度	28,396人	18,348,976千円	251,612千円	2,359,313千円	12.9%	14.0%

②職員給与費の状況(一般会計決算)

区分	職員数 A	給与費区分		給与費計 B	1人当たり給与費 B/A
令和2年度	199人	給料	817,023千円	1,279,823千円	6,431千円
		職員手当	137,264千円		
		期末・勤勉手当	325,536千円		

(注) 1.職員手当には、退職手当は含みません。

(注) 2.職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。

(2)職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	鹿島市			国		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.4歳	329,623円	389,112円	43.0歳	325,827円	407,153円
			351,671円			

(注) 1.『平均給料月額』とは、職員の基本給を平均したものです。

(注) 2.『平均給与月額』とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はすべての諸手当込みのものであり、下段は国家公務員の平均給与月額と比較するために手当の種類を限定して算出したものです。

②職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分	鹿島市	国	
一般行政職	大学卒	182,900円	182,200円
	高校卒	150,700円	150,600円

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和3年4月1日現在)

区分		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	254,220円	277,200円	348,660円
	高校卒	—	—	295,767円

(3)一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
職務内容	定型な職務または比較的高度の知識、経験を必要とする職員の職務	高度の知識または経験を必要とする職員の職務	主任の職務	1. 高度の知識または経験を必要とする主任の職務 2. 係長または主査の職務	課長補佐の職務	課長の職務	部長の職務
職員数	15人	12人	37人	61人	25人	18人	6人
構成比	8.6%	6.9%	21.3%	35.1%	14.4%	10.3%	3.4%

(4)職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当(令和2年度)

鹿島市	国
1人当たり平均支給額	
期末手当 900千円	—
勤勉手当 650千円	—
(支給割合)	(支給割合)
期末手当 2.55月分	同左
勤勉手当 1.90月分	
(加算措置の状況) ◆役職加算 5~15%	(加算措置の状況) ◆役職加算 5~20% ◆管理職加算 10~25%

※1人当たり平均支給額は、公営企業職員を除いた全職種に係る平均支給額です。

②退職手当(令和3年4月1日現在)

区分	鹿島市		国
支給率	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	同左
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		
	2~20%加算		3~45%加算
1人当たり平均支給額	13,639千円		—

※1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る平均支給額です。

③特殊勤務手当(令和2年度)

支給実績	71千円
支給職員1人当たりの平均支給年額	6千円
職員全体に占める手当支給職員の割合	4.6%
手当の種類(数)	4種類

※公営企業職員を除いた全職種に係るものです。

④超過勤務手当(時間外勤務手当)

区分	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
令和元年度	71,621千円	332千円
令和2年度	60,989千円	305千円

※公営企業職員を除いた全職種に係るものです。

⑤その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	国の制度との比較(相違点)	支給実績(令和2年度)	支給職員1人当たりの平均支給年額(令和2年度)
扶養手当	同じ	28,513千円	257千円
住居手当	同じ	10,711千円	282千円
通勤手当	(交通用具利用者の通勤距離区分)	8,921千円	72千円
管理職手当	(役職区分)	14,103千円	564千円

※公営企業職員を除いた全職種に係るものです。

(5)特別職の報酬等の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 786,000円
	副市長 635,000円
	教育長 596,000円
報酬	議長 420,000円
	副議長 354,000円
	議員 334,000円
期末手当	市長・副市長・教育長・議長・副議長・議員 令和2年度支給割合 3.35月分 加算措置の状況 役職加算 15%
通勤手当	市長・副市長・教育長とも一般職と同じ
退職手当	市長 給料月額×在職月数×50/100
	副市長 給料月額×在職月数×33/100
	教育長 給料月額×在職月数×20/100 ※いずれも任期毎に支給

(6)職員数の状況

部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	職員数(人)		対前年増減数	
	令和2年	令和3年		
一般行政	議会	4	4	0
	総務	57	55	△2
	税務	15	16	1
	労働	2	2	0
	農林水産	19	20	1
	商工	13	12	△1
	土木	20	21	1
	民生	32	31	△1
	衛生	16	16	0
	小計	178	177	△1
行特別	教育	21	22	1
	小計	21	22	1
公営企業等会計	水道	10	10	0
	下水道	10	10	0
	その他	15	14	△1
小計	35	34	△1	
合計	234	233	△1	
	[312]	[312]		

(注)1職員数は、一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。